第1章 計画策定に当たって

1 策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化、地域社会における人間関係の希薄化、急速な情報化*1やグローバル化*2などにより、社会環境や価値観が急激に変化するとともに、子供の運動能力の低下や若い世代のスポーツ離れ、高齢者の介護予防や健康増進など、運動やスポーツを取り巻く環境も大きく変化しています。

国においては、平成23年に、これまでの「スポーツ振興法」を見直し、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とした「スポーツ基本法」を制定しました。

平成 24 年には、スポーツ基本法の理念に基づく「スポーツ基本計画」を策定し、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出」に向け、政策課題に対応した目標を設定し、スポーツ立国の実現を目指すことを位置付けました。

こうした中、平成 25 年に、2020 年オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定し、全国的にスポーツへの参加意識や機運が高まっています。

本市においては、平成 25 年に、健康志向の高まりによる市民ニーズに対応し、他部局との連携を積極的に展開するため、スポーツ振興課を教育委員会から市長部局に移行しました。

さらに、平成27年には、スポーツによる健康づくりの取組を重点的に推進するため、「文化・スポーツ振興条例」の制定や「元気・健康都市宣言」を行いました。

このような中、本市におけるスポーツ施策の成果と課題、国や県の動向を踏まえ、本市のスポーツ施策の基本的な考え方や具体的な施策を示す「ふじみ野市スポーツ推進計画」を策定しました。

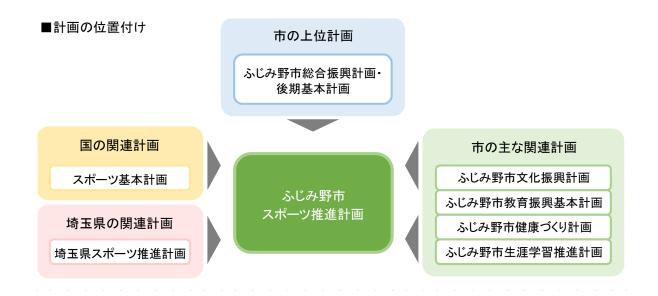
^{※1} 情報の活用度が増し、情報の価値が高まること。また、情報技術の進歩によって社会が変容すること。

^{※2} 世界的規模に広がること。政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大すること。

2 計画の位置付け

本計画は「スポーツ基本法」第 10 条の規定に基づき、国が策定した「スポーツ基本計画」及び「埼玉県スポーツ推進計画」の理念を踏まえ、本市の実情に即した計画を策定します。

また、市の上位計画である「ふじみ野市総合振興計画」やその他の関連計画と整合性を図りながら施策を推進します。



3 計画の期間

計画期間は、平成29年度から平成35年度までの7年間とします。 なお、社会状況やスポーツを取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、効果的な推進に努めます。

■計画の期間



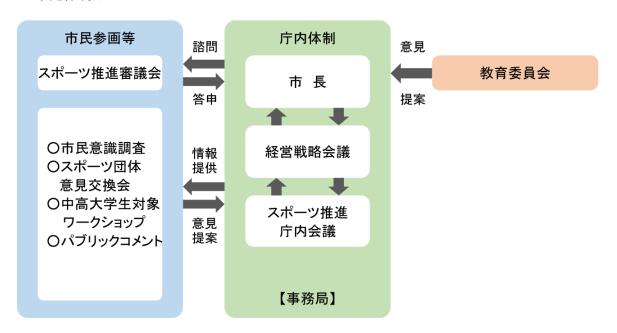
4 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、市内で活動しているスポーツ活動団体の代表者や学識経験者、関係行政機関の職員、公募による市民などで構成する「スポーツ推進審議会」において、計画の内容について審議を行いました。

また、庁内の関係部署で構成する「スポーツ推進庁内委員会」において協議、 検討を行いました。

さらに、意識調査やワークショップ、パブリックコメントなどを実施し、多くの市民意見の反映に努めました。

■策定体制イメージ



〇ふじみ野市文化芸術・スポーツ活動に関する意識調査

本調査は、平成27年10月に「ふじみ野市文化・スポーツ振興条例」を制定するに当たり基礎資料とすべく、市内における文化・スポーツ団体の活動及び推進に当たっての将来像等を把握することを目的として実施しました。

■調査概要

調査対象団体	ふじみ野市内に活動拠点を置く団体	
調査対象団体数	文化団体・500団体(公民館利用団体) スポーツ団体・246団体(体育協会加盟団体、学校開放利用団体) 施設窓口設置(上記以外の団体)	
調査方法	団体の長に直接配布し、回収する。(一部郵送)	
調査期間	平成26年8月18日(月)~平成26年10月10日(金)	
有効回収数/有効回収率	469団体/62.9%	

〇ふじみ野市スポーツ推進計画策定のための市民意識調査

本調査は、本市において平成 29 年度から平成 35 年度までを計画期間とする「ふじみ野市スポーツ推進計画」策定に向けて、市民の健康や運動・スポーツについての現状や意見・要望等を把握することを目的として実施しました。

■調査概要

調査対象	満19歳以上の市民	
標本数	2,000人	
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出法	
調査方法	郵送での配付・回収	
調査期間	平成27年8月17日(月)~平成27年9月4日(金)	
有効回収数/有効回収率	778人/38.9%	

〇各種ワークショップ等

ふじみ野市文化・スポーツ振興条例の基本理念には、市民の豊かな自己実現及び活力ある地域社会の実現や、スポーツ活動を通して潤いのある豊かな生活を営むことができるような環境の整備、市民及び団体の連携や交流を図り、協働のまちづくりに資するよう努めることが掲げられています。

本計画の策定に当たっては、市民との協働の観点から、地域のスポーツに主体的に取り組んでいる団体と、ふじみ野市のスポーツ政策の課題や方向性について、また、市内の中高生を中心に将来のふじみ野市を担う若い世代と、本市のスポーツに関する具体的なアイデアについて、ワークショップの手法を用いた検討を行いました。

■開催概要

期間	対象	参加者
平成28年 5月18日(水)	スポーツ団体	自治組織連合会4人、体育協会4人、 スポーツ少年団4人、スポーツ推進委員4人、 総合型地域スポーツクラブ ^{※3} 2人
平成28年 6月19日(日)	中高大学生	学生41人、教諭·委員等7人

〇パブリックコメント

本計画について、市民から幅広い意見を聴取するため、平成 29 年 1 月 10 日から2月6日までの間、市役所、各支所及びホームページにおいて、パブリックコメントを実施しました。

^{※3} 身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、子供から高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多世代・多種目・多志向)という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

5 スポーツの定義

(1) スポーツの意義

スポーツ基本法の前文には、「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」と明記され、スポーツは、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとしています。スポーツを通じ、心身の健康のみならず、活力に満ちた社会の形成や交流の創出など、様々な効果が期待されます。また、スポーツの推進により、現代社会において顕在化している各年齢層における体力の低下、青少年の健全育成の問題、高齢化の進行や生活習慣病の増加による医療費の増大、余暇時間の有効活用などといった諸課題に対応する効果を持つとともに、様々な社会的意義があります。

(2)スポーツの定義

◇スポーツ基本法におけるスポーツの定義

スポーツ基本法では、「スポーツは、心身の健全発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自立心その他精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技、その他の身体活動である。」と定義しています。

◇本計画におけるスポーツの定義

ふじみ野市文化・スポーツ振興条例では、スポーツは「運動競技、レクリエーション及び身体運動であって、心身の健全な発達を図るためのもの」と定義しています。また、スポーツの振興に当たっては、「スポーツをすること、見ること、学ぶこと又はこれらを支える多様な活動の充実を図るものとする」と定めています。

そのため、本計画においては、スポーツを単に競技としてだけではなく、乳 幼児期の遊びから高齢者のレクリエーション活動、日常における様々な活動など、幅広い活動として捉え、このようなスポーツ・レクリエーション活動を通じて市民の自主性や創造性を高め、活力あるふじみ野市の実現を目指します。 なお、本計画における体育は、学校で行われる運動やスポーツの授業などの「学校体育」を指し、学びの場である学校における運動や遊び等を通じてスポーツに親しむ習慣や意欲を養うとともに、基礎的運動能力の向上を目指します。

■スポーツ基本法 前文(抜粋)

- 〇スポーツは、世界共通の人類の文化である
- 〇スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている
- 〇スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重 しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的 な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである
- 〇スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである
- 〇スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、 健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である
- 〇スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである
- 〇スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである

